

モビリティ・データの依頼・提供の手順のイメージ

資料2



意見照会版

ガイドラインの目的

- 地域公共交通計画のアップデート等には、下記の観点から、事業情報に関するデータである「**モビリティ・データ**」の活用が重要
 - ①地域の実態把握・診断や計画作成の根拠 ②取り組みのモニタリング ③関係者間のコミュニケーション及び可視化ツール
- **下記を明確化することで、関係者がより容易にデータを収集でき、データ保有者がより安心してデータ提供できる環境を整備**
 - データ提供を受ける際に必要な、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」）上の手続
 - データの外部提供や公表の取扱、アクセス範囲、データ使途や必要性明示などプロセスを明確化

交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会「とりまとめ」

- 地域交通の利便性・生産性・持続可能性の向上を目的として、地方公共団体が交通事業者等にデータ提供を求めることができることを明確化する。
- その際、**地方公共団体が交通事業者等からデータ提供を受ける際に必要となる個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）上の手続、データの外部への共有や公表の取扱、アクセス範囲、データの使途や必要性の明示などのプロセスを明確化する（ガイドライン化）**など、データ保有者である交通事業者等がより安心してデータ提供に協力できるように留意する。
- 上記のプロセスの明確化が図られることを通じて、データ提供を受ける地方公共団体等のルール遵守を前提に、交通事業者等が、その必要性・重要性に鑑み、地方公共団体からの求めに協力し、地方公共団体と交通事業者等の両者が緊密に連携して地域交通の持続可能性の確保に努めていくことが極めて重要である。
- こうした観点から、このデータ提供等の協力要請に関し、特にその必要性が高い一定の場合に限っては、地域交通法において、正当な理由がある場合を除き要請に応じることとするを、規定することが望ましい。その際、事業経営や競争に関わる事項の取扱いに留意するべきである。
- データ活用のコストを低減させるため、行政手続のオンライン化とも連携しながら、モビリティデータの標準化を進める。あわせて、中小事業者等を含めた標準仕様の普及促進を図るため国による技術支援等を進める。
- 提供されたデータを非専門家でも容易に活用できるようにするため、地方公共団体職員等が自ら扱える汎用的なデータ分析環境の提供を進める。あわせて、データ活用を活性化させる観点からデータ活用による地域公共交通計画のアップデートに向けた具体的なユースケース開発を進め、その知見の公開・普及を行う。

本ガイドラインの構成、主な記載事項

1. 本ガイドラインの対象

- データ提供依頼を行う地方公共団体、データを提供する交通事業者等を対象とする

2. 対象となるモビリティ・データ

- 特に鉄道、バス、タクシー、デマンドバス等の交通サービスに関する情報のうち交通サービスの利用実績、運行情報、事業情報に関するモビリティ・データを取り扱う
- 特に、個人情報等を含む「利用実績に関するデータ」の第三者提供に関する課題を重点的に取り扱う

後述

3.1. データ活用のプロセス

- 地方公共団体が交通事業者に対してモビリティ・データの提供を依頼する際の手順を整理
- **提供依頼メール、データ提供依頼書等のテンプレートを整備し、データ提供依頼時に調整すべき提供条件や利用範囲等を整理**
- 地方公共団体において構築すべき**安全管理体制**を明確化

3.2. データ提供のためのプロセス

- 交通事業者が地方公共団体にモビリティ・データを提供する際の手順を整理
- 特に、**個人情報等を含むデータを地方公共団体に提供する場合の個人情報保護法上の整理**を明確化

4. モビリティ・データの標準仕様

- モビリティ・データを第三者に提供する際に準拠すべき形式として、**利用実績に関するデータ（乗降記録一件明細）、運行情報に関するデータ（GTFS等）に関する標準仕様、事業情報に関するデータ（輸送実績報告書等）に関する様式を紹介**

《提供依頼側の手順》

